

処 分 基 準

基準の名称	社会福祉事業の経営の制限等 処分基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
社会福祉法	第 7 2 条第 1 項	社会福祉事業の経営の制限等
基 準 の 内 容		
1 次の場合に、社会福祉事業を経営する者に対して、その社会福祉事業を経営することを制限したり、停止を命じたり、許可を取り消すことができる。 (1) 同法第 6 2 条第 6 項の規定による条件に違反をした場合 (社会福祉事業の設置の許可を与えるのにあたって付された条件に違反した場合) (2) 同法第 6 3 条第 1 項若しくは第 2 項、第 6 8 条若しくは第 6 9 条第 2 項の規定に違反した場合 (社会福祉事業の設置の許可を申請した事項に変更が生じた際の変更許可及び届出た事項に変更を生じた場合の 1 月以内の届出行為を怠った場合) (3) 同法第 7 0 条の規定に違反した場合 都道府県知事からの報告の求めに応じない場合 都道府県知事からの報告の求めに対して虚偽の報告をした場合 職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 (4) 同法第 7 1 条の規定に基づく改善命令に違反し、その社会福祉事業に関し不当に営利を図ったり、福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をした場合 2 当該命令は、社会福祉法人の自主性を損なうことがないよう慎重に行う。		